

平成二十四年度

第二回 新宿区景観まちづくり審議会小委員会議事録

新宿区

平成二十四年度 第二回新宿区景観まちづくり審議会 小委員会
開催年月日・平成二十五年二月二十一日

出席した委員

進士五十八、後藤春彦、窪田亜矢、橋本緑郎、
大浦正夫、和田総一郎、大野慶一、齋藤真知

欠席した委員

秋田典子

一 報告

「報告一」屋外広告物の景観誘導推進について

「報告二」新宿区景観形成ガイドライン改定について

二 その他

議事のでんまつ

午後二時二分開会

○木村主査 それでは定刻になりましたので、平成二十四年度第二回新宿区景観まちづくり審議会小委員会を開催いたします。

委員の皆様、本日はお忙しい中お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。事務局を務めます景観と地区計画課、木村でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、本日の進行と配付資料などについて御説明をいたします。まず、本日和田委員のほうからは、所用のためおくれて出席をなさる旨の御連絡をいただいております。

なお、委員の過半数が出席しておりますので、新宿区景観まちづくり条例施行規則第三十九条第二項により、小委員会は成立いたします。

また、本日は新宿区景観まちづくり相談員の神谷相談員と千葉相談員

に、事務局として御出席をいただいております。日ごろから、景観事前協議のアドバイザーとして御助言いただいております。どうぞよろしくお願いたします。

次に、本日の進行についてでございますが、まず、次第については、配付しておりますこちらの次第のとおりになっております。

それから、資料についての御確認をお願いたします。

まず、きょう、机上に配付しているものとして、次第と委員名簿、それから事前にお送りしておりますのが、報告一の屋外広告物の景観誘導推進についての資料というものと、参考資料の一から五というもの、それを事前にお送りしています。

それから、きょう机上のほうに追加で配付させていただいているものとして、屋外広告物のほうの参考資料六というもので、こちらのA四横長の地図四枚をつづつたものが一つと、あと、景観形成ガイドラインのほうの資料として、A四の縦のものが二枚と、あとガイドラインのみどり編、それから設備等修景編という冊子と一部ずつお配りしてございますが、漏れ等ございませんでしょうか。

それでは、資料の御説明は以上でございます。

なお、小委員会は公開となっております。また、傍聴の方の発言はできませんので御了承ください。

事務局からの御説明は以上となります。

それでは、早速議事にお入りいただきたく思いますので、小委員会窪田委員長、よろしくお願いたします。

~~~~~

一、報告

報告一 屋外広告物の景観誘導推進について

~~~~~

○窪田委員長 よろしくお願いたします。お忙しい中、ありがとうございます。

きょう、前半が広告物について、後半が前回もお話ししました景観形成ガイドラインについてということになっているかと思えます。アドバイザーの神谷先生、千葉先生、いらっしゃっていただいておりますので、

適宜御発言いただければと思います。よろしくお願ひします。
なるべく議論を多くしたいので、恐縮なんですけれども、説明のほう、若干凝縮でお願いいたします。

じゃあ、担当の方、広告物、よろしくお願ひします。

○千葉 景観と地区計画課、千葉です。よろしくお願ひします。

私からは、屋外広告物の景観誘導推進について御説明させていただきます。スライドを使って説明させていただきますので、準備に少々お時間いただきたいと思います。

〔スライド〕

○千葉 新宿区「屋外広告物の景観誘導推進」基本方針（案）について説明させていただきます。

今年度から、屋外広告物の景観誘導推進を、新規の事業として取り組んでまいりました。今年度は、今まで議論になってきたことの再確認など、あとは今年度ワークショップの開催実態調査も行いました。そういったことを踏まえまして、今後屋外広告物の景観誘導推進をどういう方向性で進めていくか、そういうものを示すものとして、今年度中に基本方針というものを作成したいというふうに考えております。きょうは、その案について御議論いただきたいと思ひます。それでは、説明のほうに入ります。

こちらは基本方針についての位置づけと活用についてです。位置づけについては、今後の取り組みを具体的に進めるための方向性を示すものです。活用については、この誘導方針については地域主体のまちづくりであったり、商店街の活性化、公共広告の計画等、屋外広告物に関する取り組みに広く活用してまいりたいと考えております。こちらが今御説明した位置づけと活用を図にしたようなものでございます。

基本方針の案作成まで、屋外広告物に関する現状分析、あとは区民の方々の意見や要望等、あとは新宿区の特徴ということを再確認と、総合的に屋外広告物に関する課題の整理をし、その課題の整理に対応する形で基本方針を作成してまいりました。

こちらが、最初に課題の整理として、内容はさまざまなので説明するためになるべくわかりやすくなるように、分類しました。一から八まで

あります。それぞれ現状分析等を踏まえて、課題の整理を説明してまいりたいと思ひます。

一は地域特性と数値規制、二、多様な広告と広告主、三、新形態等の広告物、四、設置の時期と管理、五、まちに適正な量、内容、方法、そして六が一般広告と自家用広告、小規模な自家用広告、七がまちの安全性、快適性、利便性、機能性、そして八が複雑で難解な制度、こういった課題の整理をしてまいりました。

最初に屋外広告物の定義ということで確認したいと思ひます。屋外広告物とは、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、以下広告の形態を書いております。要は、外に出るものが屋外広告物として広く解釈できるといふような定義になっております。

こちらに、新宿区景観まちづくり計画の区分地区と景観重要公共施設に関する地図があります。現在、新宿区景観まちづくり計画で区分地区に指定されているところを、実際その場所では広告がどう見えるか、特徴あるところを選んで、写真の中でどうなっているのか参考に見てまいりたいと思ひます。

まずは、落合の森保全地区です。こちらは、緑の多い住宅地で閑静なところでございます。ここの屋外広告物は、こちらになります。標識のほうは抜いております。赤く反応したところが屋外広告物の部分です。以後の写真もこのようにして表示してまいります。ここの電柱の広告があります。やはり住宅地なので看板がとて少ないです。

こちらも落合の森保全地区です。こちらはこうなります。奥の赤いのはパーキングの看板になっております。あとは電柱の看板というような状況です。

次は、こちらが水とみどりの神田川・妙正寺川地区です。これは親水公園の近くですので、看板はこの写真ではありません。こちらも神田川ですが、文京区の、新小川町のほうの首都高が走っている下のところですが、ここは見ると右のほうにビルの切り文字の看板が出ているといった状況になっております。

こちらは、粋なまち神楽坂地区ということで、神楽坂通りのちようど真ん中にあたるところだと思ひます。ここになると、やはり商業地なの

で看板はふえてまいります。

神楽坂地区の今度は路地の中です。ここではどうなっているかという
と、本当に小さいものがついているというような状況です。

こちらは、新宿御苑みどりと眺望保全地区、新宿御苑の北側の通りにな
っています。こちらは広告物はこのようになっていきます。本当に小さ
いものが少しです。

こちらは、歴史あるおもむき外濠地区で、外堀通りの沿道の建物です。
こちらは、屋外広告物を見るとこういうふうになっています。屋上の広
告が目立つというような特徴が見られます。

こちらがエンターテイメントシティ歌舞伎町地区です。こちらは屋外
広告物どれぐらいあるかというところ、こういった形で、とても多くの広告
物がある。これが特徴かというふうに思います。

さらに中に入ってみると、このように目の前にはもう屋外広告物が広
がっているというような状況かと思えます。

こちらは、今区分地区で一般地域になっていますが、特徴のある地区
として、新宿駅東口のアルタのところと、あとは西口の駅前交差点、甲
州街道沿いのところですが、こちらはどうなっているかというところ、こ
のような状況になっています。

あとは、四ツ谷駅前の新宿通りの大通りのところと、あとは荒木町で
す。こちらになるとこういったようになっております。

そして最後ですが、ここは大久保通りと高田馬場駅前ですと、このよ
うになっております。

写真の中で全てを語るのにはなかなか難しいかと思いますが、その中で
広告物がどのようにあるかということで、それぞれ印象があったかと思
います。看板がそのまちの特徴になっている地区であったり、あとはそ
の看板が地域の景観資源を損ねているのではないかというようなところ
もあったかもしれません。

それでは、本題に入ります。課題の整理、まずは地域特性と数値規制
について説明します。

まず、屋外広告物に関する法令、これはいろいろございますけれども、
やはり中心になるのは屋外広告物法と東京都屋外広告物条例です。東京

都内では、東京都屋外広告物条例が運用されております。そして、新宿
区では許可申請の窓口業務を、現在、みどり土木部土木管理課占用係で
行っているというような状況です。

こちらが、東京都屋外広告物条例の禁止区域を示したものです。色塗
りしている緑とか水色の部分が、東京都屋外広告物条例の禁止区域とい
うことで、広告物を出せないというような区域になっております。その
ほか、青とか赤、緑で囲った区域というのは、東京都屋外広告物条例の
告示で定められた特別な区域で、部分的に使用するものが禁止されてい
たり、全面禁止されているという都庁の区域がございますけれども、そ
ういったものです。赤いところは、都市計画の中でも風致地区に当たっ
ているところで、風致地区は禁止区域というふうに定めがあるので、こ
こは全面禁止となっております。

そして、新宿御苑の周辺については、景観計画の新宿御苑の区域と連
携して、東京都屋外広告物条例のほうでも一部禁止が定められている区
域となっております。

今、見ていただいたとおり、禁止区域、今、色がついたところが禁止
区域ですが、色がついていないところは許可区域になっています。ここ
は一律に許可区域という扱いになっていますので、現状課題として、東
京都屋外広告物条例は用途地域が基本となって基準が一律となっている
状況であり、地域特性に応じた誘導がなされていないというような現状
課題があります。

そして、許可区域の一例を出しますと、こういったように壁面を利用
する広告の上端、高さのある基準ということで、用途地域ごとに三十三
メートル以下、そのほかは五十二メートルということで、基本的に一律
に決まっていると、そういう状況でございます。

現状課題の整理としましては、外壁からの突出幅、壁面広告との上端
の高さ、壁面表示面積割合と数値規制が中心です。景観上重要なデザイ
ン、表現内容に関する誘導がなされていないというような状況にありま
す。

そして、次、課題の整理二です。多様な広告と広告主についてです。
まずは屋外広告物の役割ということを確認したいと思えます。屋外広

告物は、広告主が公に広く情報を示すためのツール、屋外広告物イコール情報伝達手段というふうになるかと思えます。屋外広告物を出す広告主が何かの目的を伝えたいと、それを屋外で一定の期間に掲出することによって、その情報の受け手が、その情報を見てそれを知って、その次はどうなるかというのは、その個人個人で違うと思えますけれども、こういった役割と関係性があると思えます。

そして、広告主ということで、伝えたい目的によって広告主の分類ができるかと思えます。

目的が営利とか非営利の目的については、民間の個人であったり企業、団体等があるかと思えます。この民間、個人、企業、団体による広告は、大きく二つに分けることができます。

まず、上の一般広告とあります。こちらの広告は、広告を出す場所をビルオーナー等が用意して、第三者に場所を提供して、広告料をもらって掲出するというのが一般広告というものになります。

次に、下の自家用広告というのは、そこでお店を営業する店舗ですとか事務所が出すようなものが自家用広告というふうな扱いがあります。

今度は公益目的ということで、公益の目的の広告物もまちはありません。公共機関が出す広告物です。公共情報、歩きたばこ禁止であったり、自転車の違法駐輪の啓発の幕であったり、そういったものが区役所の前にも表示されています。あとは施設案内標識であったり、避難案内など道路標識はちよつと広告というには難しいかもしれませんが、まちな出ているものというところで紹介しています。

現状の課題としましては、多様な広告と広告主、媒体として多種多様しかも広告主も多様。広告主が広告制作においてデザインに十分に投資しているもの、またそうでないものもあるというような状況があります。課題整理三です。新形態等の広告物についてです。

まず、基本的な形態として、一ということでは一番上は張り紙、張り札、のぼり旗の簡易広告物。そして、屋上にある屋上広告。あとは、建物の壁面を使った建物の壁面広告。あとは、敷地に直接植えるという野立て広告。あと、最近よくまちで見かける車体利用広告。こういったものがあります。

そして、次はその他ということで、今、よく街で見るデジタルサインボード。あとは窓面広告といって、窓の内側から張る広告があるんですが、実は窓面広告は屋外広告物の扱いにならず、実際まちで見た分には広告と同じ効果ですが、これは条例上取り扱いがされていないというような状況になっております。

あとは、巨大広告のような建築物、こういったものも出てまいります。あとは広告幕、これも実態は広告ですが、条例上扱いが少し異なっております。

今出ている四つについては、現在、屋外広告物条例上、課題があります。デジタルサインボードは広告板として扱われていたり、窓面は適用外になっていたり、まちな実際ある景観上影響のあるものについて、十分な誘導がされていないというような現状です。技術進歩により、日々多種多様な広告が開発され、利用されています。デジタルサインボードなど動画広告、建物の内側からの窓面広告など、景観上影響があるものには十分な対応がなされていないというようなものがございます。

そして、次、整理四です。設置の時期と管理について。屋外広告物の設置について、まず設置する場所については、民有地、公有地、あとは公有地に含まれるかもしれませんが道路というようなことがあるかと思えます。そして、建物の場合は、建物の屋上、壁面、あとは敷地内、道路上など。

そして、設置の時期です。広告を出すというのは、もちろん広告主の意思というものが第一にあって、そして建物の場合は、よく出るのが建物新築時であったり、あとはテナントが入ってくる時期です。そして、建物以外のそういった広告を出す場所については、必要条件が整った時期と、法令や手続が整えば出せるというような状況かと思えます。

こちらは、建物に設置される時期をまとめたものです。建築物は、設計段階で建物の用途が決まっております。しかし、まだ設計段階ではどういったテナントが入るかかわからないといった状況が通例であります。建物の新築時に出てくる看板としては、やはり多くは自社ビルの看板。あとはテナントがあらかじめ入居が確定している場合は、セットで出てくる場合もあります。ただ、多くは二以降、テナントが入ってきたとき、

もしくはテナントが入れかわるとき、こういった時期に看板が出てきます。そして、テナントが入ってくるときのビルの持ち主や管理者、これもさまざまで、厳しく管理しているところもございますし、その逆でやはりテナント入居が優先になってしまおうような現実もあつたりします。

現状課題としては、設置が流動的で管理する側とテナントの関係もさまざま。テナント、店舗、事務所が設置管理として厳しくできないという場合も多くあるというふうな現状がございます。

そして、次、整理五、まちに適正な量、内容、方法についてです。

こちらは、広告物を見る際の人の視野の角度であつたり、あとは距離とその距離に対応する文字の大きさ、表現方法についての参考資料です。こういった人の動き、場所、距離に反映して広告が出されているというような状況です。

そこで、見る人と場所ということで整理してみました。こちらは一、人が多く通り集まる場所、駅前周辺ということで、四谷三丁目の交差点あとは高田馬場駅前、新宿駅東口というようなところ。あとは、車や電車から多くの人が見る場所、ここにも屋外広告物が多く出ます。幹線道路では、やはり車を運転している人の目に入るような屋上看板であつたり、袖看板が出ていたり、外濠については、電車に乗っている人の目に触れるような屋上看板が多く設置されているというような状況です。

そして三、飲食目的等で多くの人が訪れる場所、やはり飲食店街と繁華街については、広告が多く見られます。新宿三丁目、歌舞伎町、あとは神楽坂であつたり荒木町であつたり、そういったところも看板の大きさ、量は異なりますが、その看板というものの必要性が出ているという地域でございます。

そして、ここは住宅地ですが、多くの人が生活する場所、住宅地についても、実は広告は出ています。よく見られるのがパーキングの広告、あとは不動産の看板であつたり、あとは張り紙です、こういったもの。その他こういったお店の派手な看板とか、こういったものが住宅地にも出ているというような状況です。

商業地のみではなく、景観資源の周辺、住宅地にも広告があり、地域

の景観、住居環境を損ねるというような状況も出ている。周辺環境に合った適切な設置方法、表示内容で掲出、表示がなされていないものも、実際あるというような現状課題があります。

そして、次、課題整理六です。こちらは、一般広告と自家用広告、そして小規模な自家用広告についての整理です。

今年度、歌舞伎町地区、こちら歌舞伎町地区デザインガイドライン策定委員会、後藤委員が委員長を務めていただいている会の、このセントラルロード、シネシティ広場の整備指針の検討範囲を対象として、屋外広告物実態調査を行いました。

対象の広告物はこういったもので、張り紙も含め小さいものも全部調査しました。この調査範囲における数というのが約一千個というふうにあります。

これが実際の歌舞伎町の靖国通りのところから見た絵です。先ほど見てもみましたが広告物全てを当てはめると、こういった赤い状況であります。そして、これは夜景です。夜景の場合はどうなるかというと、こういった形です。中に入った、先ほどもあった歌舞伎町です。全ての広告はこういう状況です。そして、夜は人が多く出てきまして、こういった状況です。

そして、もう片側、向こう側の通りです。こちらと同じく全ての広告をするところというふうな状況になり、夜になるとまたこういった状況になります。

そして、屋外広告物、先ほども説明しましたが、一般広告と自家用広告があると説明しましたが、歌舞伎町では一般広告と自家用広告がどのような状態になっているのかというのがこちらです。黄色が一般広告で、緑が自家用、水色が公共の広告という分け方ですが、この見え方だと一般広告は一つもないというような状況、ほとんどというかほぼ全てが自家用広告という状況になっております。実際に、調査した範囲であつた一般広告は、この五つのみで、こういった内容のものが掲示されてきました。また戻ります。自家用広告と一般広告というのは、東京都屋外広告物条例上取り扱いが異なります。一般広告は規模関係なく許可申請の対象になります。自家用広告というのは、場所にはよるんですけども、

幾つの表示面積までは許可申請がいらぬという規定がなされています。今回、この調査に当たって、歌舞伎町については十平米、表示面積がいない場合は、許可申請はいらぬという立場で、実際にテナントごとに見て、許可申請が必要か、必要じゃないかを検証し、この風景で見ますと、こういった状況になります。青が許可申請が必要なもの、ピンクが許可申請が必要じゃない規模であったり、対象外のものだったり、こういう状況にあります。

中に入ると、一般広告と自家用広告がこういうふうに分けられ、適用除外と申請適用がこういうふうに分かれます。向こう側はこのような状況です。除外のものが多く見られます。

こちらは、今回の調査範囲の調べた範囲で、まず屋外広告物を通し、実態の用途をまとめてみました。外枠で路面階の用途をあらわし、塗りつぶしを路面階以外の用途として、凡例に沿ってまとめたものです。

次のこちらの地図が、濃いほど広告の表示面積が多いところをあらわしておきます。各建物の表示面積を色分けしたものがこちらになります。本日も配りした参考資料についておきます。

こちらは、広告物の個数です。各建物の個数の多い少ないをあらわした色分けの図です。

こちらは、先ほど言った十平米の適用除外になるテナントの割合がどれくらいあるかというのをまとめたものです。濃いものは全て条例の申請が必要など、逆に赤枠の白いところは、適用にならないテナントが全部入っているのが、この白い赤枠の建物の場所になっている。つまり、多くの広告は申請なしで、そのまま出されているというような実態になっています。

今まで、新宿区のほうで平成二十年、新宿通り、これは国道部分ですが、国道部分の調査、あとは神楽坂、早大通りという通りを調べました。そして二十一年に外堀通りを調べました。こちらの調べたものも含め、自家用広告と一般広告をまとめるとこういった割合になります。やはり自家用広告が多いという状況です。

そして、十平米にいかぬというのもこういう割合で、多くの広告物は十平米未満で広告の条例の申請が必要ないというような実情がわかる

かと思えます。

現状課題として、一般広告は制限が多いんですが、自家用広告は出せる場所や基準が比較的自由。自家用広告は簡易的に制作されるものが多くて、表示内容、量、デザイン等が適切と言えないものも、結構街には出ている、そういった状況にございます。

また、小規模な自家用広告については、広告主の掲出時期などの実情から、条例の許可申請の適用除外規模が多い。街中では小規模自家用広告が多くを占めているという実態がうかがえます。

そして、七です。まちの安全性、快適性、利便性、機能性について。こちらは地域の取り組み事例ということで、大久保・百人町地区クリーン活動協議会、大浦委員が会長をなさって、屋外広告物の違反広告、看板の指導もされています。また、東京都ですとか新宿区、警察が一緒になって、違反占用広告の撤去活動というような活動で、歩行者の安全対策ということに取り組んでいます。そのほかには、上の歌舞伎町タウン・マネージメントでは、屋外広告物を出せない建物の、これはコマ劇場跡の工事の仮囲いですけれども、区と連携して特例措置によって、屋外広告物を掲出して、その屋外広告物の広告料をまちづくりの費用に充てるというような事例です。

そして、新宿三丁目モア四番街は、道路空間を活用したオープンカフェということ、こちらも特措法のほうで道路上のオープンカフェ、あとは入り口のところにデジタルサイネージが置いてありまして、地域の情報を出しているというようなことも行っています。

そして、こちらは新宿区が平成二十三年三月につくりましたユニバーサルデザインまちづくりガイドライン、こういったものがございます。

こちらは、ユニバーサルデザインということで、生活者、来街者、子ども、外国人などさまざまな人がユニバーサルデザインの視点でまちづくりを進めていって、皆誰でもわかりやすく、都市を移動できたり、利用することができるようにというような視点でつくられたもので、この中でも、景観のことで誰もが楽しめる都市空間づくりというようなことが挙げられています。

また、その下では、誰でもわかりやすい都市空間づくりということで、

都市の情報についても適正な来街者の誘導等で取り組みが必要だということも掲げてあります。

しかし、これが実際の写真なんです。街中には、いろいろな商業広告であったり、交通標識あとは案内板、地下鉄のメトロの看板もありますけれども、こういったものが街中には乱雑して、何回も街に来ている人は、どこに何があるかというのは認識できるかもしれませんが、初めて訪れた人にとっては、案内板を探すというようなことも一つ出てくるのではないかとということも、今課題として挙げられています。

都市空間には歩行者空間上、あとは頭上、そういったものでさまざまなところに設置され、多くの情報が氾濫している。来街者を含め、街を利用する人が安心、安全に利用、また必要ときに必要な情報を取得できない状況にあるというような現状課題があります。

そして、こちら課題整理の最後です。複雑で難解な制度についてということ、こちら区政モニターにアンケートを実施し、東京都屋外広告条例の認知度を調査したところ、約九割の区民の方々は、その存在は知っているという方の中にはいますけれども、内容はわからないというような、こういった結果が出ております。

屋外広告は、生活する中で日常的なものではあるのですが、地域、種類、目的等、掲出所によりさまざまな規制がある。設置する広告主、一般住民等にとって、制度や法律が複雑で、理解するのが難しいというような現状がございます。

課題整理を行いました。ここで新宿区の特徴について、簡単に確認をしたいと思えます。

新宿区は、人口約三十二万人のまちです。そのうち、外国人が約一割以上を占めています。そして、公共交通機関は多くの人が利用する結節点となっており、来街者も周辺地域、国内外、観光者含め多数。都市構造も重層複合化。あとは多様なまちがあるというような特徴があるかと思えます。

今年度、屋外広告物の景観を考えるワークショップを行いました。本日、区民委員の方々に御参加いただいて、たくさんのお意見をいただきました。その中で出た意見、本当に一部ではあるんですが、紹介したいと

思えます。

やはり、屋外広告物について、景観を考える上では生活環境への配慮が必要。あとは、実際にやはりまちに人が訪れ、にぎわうことが重要だと。今は、どうしても乗降客数が多い駅は、駅から降りないで買い物ができるという状況が進んでいる中で、やはり人が街に来て買い物をする、そしてにぎわうことが重要ということが意見がありました。

そして、やはり新宿で屋外広告物を考える上では、来街者の視点も大事ということ、さまざまなお意見をいただきました。

そして、今回、また区政モニターアンケートで、自由意見として屋外広告物について意見を伺いました。二十三年度、二十四年度、二年度にわたって行いました。二十三年度は重要なことということで、地域ごとのルールづくりが重要と、そして二十四年度はどのようなことが課題かということ、特徴的なのが、子どもたちに悪影響を与えない広告がよいというような意見がございました。

そして、こちらは人口統計などについてのスライドです。

それで、こちらはきょう、参考資料で送付したのですが、海外からの観光客の、これは国が行った調査です。全国の都市、観光地を対象とした訪問率の調査結果ですが、一位が新宿になっています。二〇〇四年以来ずっと新宿が一位ということだそうです。以下、目的ということで、訪問前に期待したことということで、全体の順位には入ってないですが、国別の期待したことの中で、都市の景観、繁華街のにぎわいというものが上位に挙がっていました。

こちらは、東京都内、東京都の観光部局が調査した海外の観光客の調査です。最も満足した街ということで、ここでも新宿が一位となっています。訪問目的やあとは繁華街やその周辺で訪れた場所、食事内容というのが、こういった内訳になっております。

こちらは、都市マスタープランにある新宿区の特性をあらわした地図です。緑に塗られているところがみどりの固まりをあらわしたところで、あとは黄色い枠であるのは歴史的景観資源であったり、あとは赤い枠で塗ってあるのが繁華街、商業地を示しております。そして、景観まちづ

くり計画の基本方針にもありますように、地形にとんだ、あとは緑豊かで、まちの記憶もあるという個性のある新宿区ということで、特徴があります。

そして、新宿区の特徴としても都市構造としても、地下にも空間があり、さらには建物も高層化して、上からの人の行き来もあるというようなことも特徴かといえます。

こちらは、高層など見る場所と広告について少しまとめてみました。まず、歩道橋からの歌舞伎町ということ、よく見る歌舞伎町の写真ですが、実は大ガードのちよつと行ったところの歩道橋から撮れる写真になっています。あとは駅のホームから見た屋外広告物。あとは電車の中から見た、これは外濠ですけれども、あとは建物の上から見た広告物、あとは都条例にはかかわらないですけれども、地下空間、いろいろなところに屋外広告物が出ており、いろいろなところから見れるというような状況にあります。

そして、基本方針内容についてです。こちらは、先ほど説明した取り組みと基本方針の関係性です。こちらが先ほど説明しました課題の整理についてです。この課題整理について、掲げる基本方針(案)としましては、こちらになります。まず一は、地域特性をいかした広告のルールづくり。二が多様な広告の景観誘導推進。三が視覚的空間のユニバーサルデザインの推進。四、広告主等の景観まちづくり参画促進。五、区民等への景観まちづくり意識啓発。六が多様な主体との連携ということです。

まず、一、地域特性をいかした広告のルールづくりでは、地域魅力向上のためのルールをつくっていく。ルール策定については、地域との連携を進めたいと考えています。そして、そのルールをつくる上では、周辺環境は、その他地域との関係についても配慮していくというようなことで考えていきたいと考えています。ルールづくりのイメージとしてはこういった内容です。地域別、右の色塗りしている部分ですが、地域別の広告ルールということで、特徴、目標あとは区域、区画であったり、通り等の範囲分け、あとは一番下の大きさ、配置、形、素材、色彩について、定量的、定性的なルールもつくってまいりたい。ルールについて

は、都条例地域ルールの活用も検討したい。東京都屋外広告物条例地域ルールでは、規格の基準が規制強化であったり、緩和をするというようなことができる制度です。そして、そのほかに指針等による地域の自主ルールとして、デザインや周辺の調和といった、そういったルールもつくっていければというふうに考えております。

ルールづくりのイメージはこの図のとおりでございます。ルールづくりについては、新宿区、都、まちづくりやタウン・マネージメント組織等、町会、商店会等と連携、協力をしてつくっていく。ルールづくりの流れとしては、魅力、課題、将来イメージの共有、そして広告ルール検討作成。その際には、その他の屋外広告物に関する制度との連携であったり、まちづくり制度との連携を図っていきたくと考えています。

そして、制度運用、管理についても、まちづくり制度との連携をし、制度運用、管理に伴っては、それについての制度周知であったり、啓発情報発信を行っていきたくと思います。

そして、やはり新たな課題や社会情勢等が変化すれば、また見直しの検討ということに戻ると、こういったフローでございます。

次は、二、多様な広告の景観誘導推進ということで、小規模な自家用広告、あとは課題となっている媒体についても対応してまいりたいと考えています。イメージとしては、区全域の共通の指針をつくって、その中で対応していきたく。まずはそういうものをつくっていきたくと考えています。

そして、視覚的空間のユニバーサルデザインの推進としましては、周辺環境に配慮したデザイン支援、個別の審査においてデザインの誘導を進めていくというようなこと。あとは、総合的な広告環境の整備推進ということも検討してまいりたい。デザインについては、全体の指針であったり、地域別の定性的なルールの部分、そういったところで定めていきたいと考えています。

また、公共空間の環境整備については、さまざまな目的で広告が出ていますので、そのさまざまな広告がそれぞれの目的をしっかりと果たせるように、そういった視点にも立って広告のルールづくりを検討していきたくと思っています。その中で、公共、公益な情報ということで、下に

ありますが、区のほうでも多くのものを出していますので、区の出すそういう公益的な情報についても、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

広告主等の景観まちづくり参画促進ということで、こちらは広告主、出す方々の啓発を進めていくというような内容です。これもまちづくり制度を活用しながら進めてまいりたい。あとは全体の指針等でもしっかり考え等を示して、誘導啓発にまいりたいと思っております。

そして、区民等への景観まちづくり意識啓発ということで、屋外広告物のあり方、あと商店街の活性化等、景観まちづくりの支援を行っていく。ワークシヨップをやったり、シンポジウムを開催し、あり方を検討。あとは屋外広告物に関するルール等をきっかけに、その他のまちづくりの連携も進めていきたいというようなことも考えています。

そして、最後になります。多様な主体との連携ということで、多くの課題がありますので、多様な主体と連携を進めていきたいと考えています。具体的なのはこちらにありますけれども、細かいので省略させていただきます。具体的に思います。それぞれの立場の方々とは主体と連携して、包括的に取り組んでいけたらというふうに検討しております。

すみません、長くなりましたけれども、以上となります。

○窪田委員長 どうもありがとうございました。

今のような詳細な調査だとか現況把握を、今年度ずっとされていらっしやうって、平成二十五年度、平成二十六年で今のルールづくりといたったものを決めて、平成二十七年から運用に入りたいということですね。

きょうのような御提案がありましたけれども、広告物の行政のあり方について、さまざまなおところから御意見いただければと思いますけれども、かなり皆様もう既にかかわっていらっしやうるので、いろいろ御意見あろうかと思えますけれども、いかがでしょうか。御自由に、どこからでも結構ですので、御意見、御質問、よろしくお願ひします。

基本的には地域の特性をきちんと読み込んで、そこに合った広告物の規制だとか、あるいは誘導とか創造といったことをやっていくために、相当、どれぐらいのユニットかというのはこれから詰めるながら、細かく

やっていきたいということですね。

○千葉 そうです。今はまだ方向性ということで、具体的なのは来年度以降。

○窪田委員長 いかがでしょうか。モニターとか区民ワークシヨップということもやってらっしやうって、相当丁寧に区民意見をくみ上げていらっしやいますけれども。区民ワークシヨップとかやられていたんですね。

○千葉 はい。

○齋藤委員 そこで感じたことですが、外濠から神楽坂を御一緒にいたしましたけれども、外堀通りの四谷から飯田橋のほうに向かうほうは、ほとんど広告も何もないし、歩道にも何も物がなかった。それはすばらしいこととして、反面道路を挟んだ左側は、やはり物がいっぱい置いてあるという現状を目の当たりにしまして、やはり歩きやすい、安全であるということの大切さを、物が無いということをとっても感じました。

○窪田委員長 そういう規制の部分はやはり行政のほうできちんとやっていたかどうかという感じになるんでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。そうは言っても大浦委員は、何でしたっけ。

○大浦委員 クリーン活動。

○窪田委員長 クリーン活動、そう、やってらっしやうですね。

○大浦委員 お伺いしますけれども、これをずっと見ていた感想とすると、まずわかりにくい。それはどういうことかとすると、地域の特性の名のもとに複雑化しています。それで一般広告と自家用広告の違いがわからない。同じような場所に立っていて。

それと、ここでは漏れたと思うんだけど、音も広告だと思わなくて。街頭放送なんというのうちのほうの街でもやっていると、うるさいときもあるんだね、あれ。夜九時ごろまでやるときもある。だから、音もやっぱり何か規制の対象というか。

それで結論的には、僕が言いたいのは、これただつくるだけでしょう。規則をつくるだけでしょ。

○窪田委員長 そちら辺、またじゃあ後でお伺ひしましょう。

○大浦委員 僕はいつも言っているけれども、罰則規定を設けなかった

ら、ただつくってここでしゃべっているだけじゃ、全然つまらないから。
○窪田委員長 実効性がないだろうと。

○大浦委員 それで、我々が行っているクリーン活動というのは、この前御説明したとおりなんだけれども、大久保通りが余りにも汚いと、それで看板、はみ出し商品、それからたばこのポイ捨てだとか、それから違法駐輪、いろいろあるので、そこら辺を注意、指導だけしているだけなんです。来るメンバーはもちろん区役所、それから東京都の第三建設事務所、それから新宿警察署が来ますけれども、ただ注意、指導するだけで何ら、もう十年以上やっているけれども、はっきり言ってつまらない。ということ、取り締まりできなかったらつまらないですよ。これだつてここでしゃべっていて、ただできました、これじゃつまらない。だからやっぱり我々のこの会が、少しでも実効力を上げるためには、少なくとも罰則規定、十万円以下でもいい。何かそれがなかったら、ここでしゃべっているだけなら、時間が無駄だと思う、僕は。

○窪田委員長 今の御意見、いかがでしょうか。

○千葉 区民ワークショップのときも、やはり実効性ということは意見が出まして、その実効性も含めた上で広告のルールづくりを地域の方々と一緒に考えながら進めていきたいとは考えております。

○大浦委員 罰則は。

○千葉 罰則は、実は先ほど法令のほうでも、東京都屋外広告物条例が基本になっていまして、その東京都屋外広告物条例は東京都が所管しています。それで、もし我々が何か定めを、東京都屋外広告物条例につくるといふのは、地域ルールということで、景観上の規格の大きさであったり、量であったり、その部分を東京都に提案して、それで了解が得られれば、東京都の条例に載るといふようなことは可能です。

○大浦委員 この前、前にも言ったと思うんですけども、今、地方分権、地方分権って、明治維新と第二次世界大戦に負けた終戦と、三番目に地方分権が大事な時期だといふけれども、地方分権が新宿区に及んでないわけだよ。

○千葉 屋外広告物については、実は景観行政団体になったとき、景観行政団体は東京都屋外広告物条例の一部を担うことができるというふう

に景観法に書いてあるんですけども、それに基づいて新宿区も条例をどうしようかという話し合いをずっとしてました。その中で、区で条例の案を考えていた経緯もあるんですけども、最終的にはやはり東京都の屋外広告物条例は東京都のほうで扱うという結論になって、今に至るといふような状況です。

○大浦委員 新宿じゃどうしようもないということだね。やっぱり罰則を設けなければ絶対実効力は上がらない。

○進士委員 異議なし。発表はなかなかよかったと思うけれども、中身は濃かったと思うんですけども。ここからは、今のようないふことでしょうか整理をした上でやるのは、政策としてどうするかということでしょうかね。科学的な、客観的なデータで何かやるという話じゃないので。

今の取り締まるとか罰則とか、以前シンポジウムで後藤委員が言われた、その逆の手でやっぱり同じような効果を出そうとかという、そういうことを考えるのが一つあるだろうし、それから今は分析なんだけれども、ちよつと法学的だね。条例とか基準によつて届出義務があるものとそうでないものとか分けたりしているけれども、それはルールをつくった側の勝手だよ。だから、昔単純な時代に屋外広告物法ができて、そういうものでやっていたのが、今状況が大分違うし、それから多分広告の量は、こんなに膨大なものになるとは想定していなかったと思う。屋外広告物法をつくったころは、せいぜい都市美運動の流れの中なんかで起こったわけだから。そうすると、もう今はだけれども逆だから、広告物が並ぶのが当たり前前の社会になったわけでしょう。

ただ、新宿で言えば、駅の周りとか歌舞伎町の周辺とか、そういう非常にそれが普通のところと、逆にそうでなくて、本当は普通の住宅地であればいけないところがあって、それは全然性格が違うでしょう。それも一律に地域特性というのでやっていたのかということだね。

それからもう一つは、広告の被害というか、何でいけないのかとか、あつてもいいか、ないかという議論もしていないわけですよ。そういう条例や法律があつてこうだからこうだという、今の言いたいことは、分析からは、無届というか野放図にやれる、そういうところがいっぱいあるということでしょう、さっきの説明は。だったら、単純に従来の役所の

発想だと、さっきのブルーのところだったか、色で言うと、全部届出させて指導するんだと、単純に言うそうになるわけだ。だけれども、あの二つの色の違いは何もないんだよ。単なる面積が。景観全体の中でそれがどういう意味を持つのかというのもないわけです。

だから、それから逆に届出をして、許可を受けてやったものが、本当によく、そうじゃないのは本当に悪かったのかというの、検証がないでしょう。だから、きょうは現象面を押さえたのは、ものすごくいい発表だったんだけど、政策のもとにする、判断の基準にすることをやらないと、僕は次の政策にはならないなと。

それから、非常に難解な制度だったか、何かそんなことを言ったね、最後。これをやったらもっと難解になる。だから、やっぱり少し地域特性によるというのを、政策的な地域、べたに地域の特性という従来のガイドラインのような発想じゃなくて、重点的にここはやっぱり問題だからやると。さっき、齋藤委員でしたか、おっしゃった外濠のやつは、あれはもう審議会でもずっと、後藤委員からも言っていたんだけど、みんな感じていた。ああいう外濠の水面があつて、非常に新宿にああいう顔があるところ、もうこれはかえ難い場所なので、あそこはむしろやっぱりどうやって広告を抑えていくか。できればなくしたとかという、そういうふうにかかるとか。逆に繁華街のほうは、やっぱり問題があるなら、それは何とかしなければいけないけれどもというふうなこととか。

それから、映像があるでしょう。アルタの前みたいな、ああいうの。ああいうのは、一応ここでは広告になつていんだね。さっきの計算では。だけれども、あれはまちのにぎわいとかが、ある種のイベント性、非日常性をやるのには意味があるかもしれない。それから、ストリートカフェみたいなのをやっているときには、ああいう映像で、ある種の情報と楽しみがあるものも必要かもしれない。だから、広告悪ではない。あんなのも一律に広告にするから、ひらひらする安いのばかりか、ああいうものと同じにして、皆だめなんだという、一律広告悪説も問題だと僕は思うので、やっぱりまちづくり、それぞれの地域に応じた、少しびたつとピントの合った政策論を出していったほうがいいんじゃないかと。

以上です。

○窪田委員長 パートナーがいるかどうかということですかね。地域と一緒にやれる人がいないと、規制のほうも難しいでしょうし、つくるほうも難しいかと思うんですけども、そういう感じでイメージしてらっしゃる。

○千葉 そうですね。地域に入つて、実状を見て、やっぱりその街に出ている広告もいろいろあると思いますし、それで誘導の仕方というものもあるかと思えます。ほかの自治体を見ていると、やっぱり規制で失敗しているところもあるみたいで、逆に商売がやりにくくなったりとか、そういう一律でよくしようと思つてやったことが、裏目に出たりとかもあつて、逆に緩やかな誘導をやつていって、これはできそうかどうかを規制にするとか、結構いろいろ全国の取り組みがあるので、まずはいろいろ様子を見て、実状を見て考えてつくっていくと。誘導内容は強いか弱いかというふうな、いろいろ程度がものによつてあるかと思うんですけども、そこも踏まえて地域とやつていけたらと考えています。

○窪田委員長 わかりにくいという点で言えば、判断の基準が、これがいいという広告なのか、悪いという広告なのかかわかりやすければ、それが重要なかと思うんですけども、そこをどれだけ、地域の人たちの声が重要なのか、お店に来た人たちの声が重要なのか、広告主の出す設ける建築物というのを持っている人が重要なのか、いろいろ考え方があると思うんですけども、そこも地域によつて違うのかもしれないし。

○千葉 そうですね。

○後藤委員 僕は都の広告物審議会を八年ぐらいやつていんですけども、やっぱり大分案件がかわつてきて、当初は広告物審議会は、広告物の本来の機能、情報伝達という機能と安全性と景観の三つが重要なチェックポイントだったんですが、今は公共性ですね。四番目のポイントとして、いかに公共性が高いか、要はまちづくりあるいはまちの経営をするためのお金をどれだけ生み出せるかというところのポイントとなつてきて、地域別ルールを認めようという話が出てきているので、こうした調査は時宜を得ているというふうには、実態がわからないことに

は何の手出しもできないから、そういう意味ではこの調査はよかったと思うんですが、これの先、どう進めていくかというお話になると、**進士委員**や**窪田委員**がおっしゃったように、やはりその地元の地域で、どういうTMOなり町内会なり、そういうマネジメント組織が育っていくかということと並行して進めていく必要があると思うんです。ですから歌舞伎町でもTMOがどこまで広告物のマネジメントをして、そこで収入をTMOが得ることができるとかという、そういう仕組みをきちっとくっていかなくてはいけないと思うんです。

ただ、これはやはりどこでもできるといことじゃなくて、新宿区は非常にその意味で言うと壁面あたりの広告料が高く、特に歌舞伎町よりも東口ですけれども、オフィスの床面積よりも広告板の面積のほうが平米あたり賃料が高いので、できれば今個別のビル単位で、ビルオーナーの考えでそうした一般広告が出されているわけですが、それを通りマネジメントして、さっきいっぱい余りにも看板が出ていて、かえって見にくい状況をつくっているわけですから、見やすくデザインもよくて、しかもビルオーナーに従来よりもより収入が得られるような、そういう仕掛けをつくっていくと、街もよくなるし、ビルオーナーも今よりも上りがふえて、しかもそこでTMOなりその街をマネジメントする組織もお金を生み出せてという、そういう三方得するような、そういうことをぜひ仕掛けていかないと。

○**進士委員** 壁面の面積と床面積が同じなの。

○**後藤委員** 壁面のほうが東口は高いんです。商業床だとだめですよ。

だから上のオフィス床ぐらいたと、平米幾らというのが壁面のほうが高く貸せるんです。それこそタイムズスクエアのビルは壁面のほうがはるかに高いんです。中に誰も入ってなくても儲かるようなビル。

○**進士委員** 広告塔だな。

○**後藤委員** そうです、そうです。ということ、何かやはりお金を生み出す仕組みをそこにつくって、どうやって公共性を高めていくかというのがポイントなんじゃないかと思えます。

○**大野委員** 広告というのはやっぱり出す側と見る側と、もう一つは地域性というのがあると思うんです。だけれども、新宿というところの見

る側、出す側というのに、もう一つ新宿は来街者があるわけです。ですから、私のように新宿生まれで新宿育ちでいますと、大体もうどこにあるかわかっていて、新宿へ来てこの通り歩いて、看板など見なくてもどこへでも行けるとい感覚と、我々が京都や奈良へ行くと同じように、外国の人が来て新宿へバスから降ろされたとき、目的地で降ろされてそこで買い物すれば別ですけれども、ただ歩くときには、日本語が読めなければだめですけれども、それが美観として目的地で外国から来た人が目的のもの、ハンドバッグ買って帰るだけであっても、そのまちが持っているイメージというものを一緒に持つて帰ると思うんです。新宿というイメージをお土産にして持つて帰ると思うんです。そういう意味での広告というのは、ある種の美観という点で、よしあしというのは大事なものであるか、僕は思います。ものの表現の仕方、やっぱり人間の感性といいますか、大事なところをついてくるわけですから。

ただ昔、僕は商売をやったことがあるんですけども、昔はもう日よけ、テント、それから路面に販売物を出す、そうすると道路占用許可というのをもらって、お巡りさんが物差しを持って歩いて、「違反」と言って、禁止条例でしたから、怖い思いをして商売をしていたという時代も戦後あったわけで、自発的にやはりみんなが街というものを思い、あの意味のまちづくりというのができ上がっていけば、おのずからそういうったものはできてくると思うし、私もこの間シンポジウムで**後藤委員**がおっしゃったエリアマネジメントというのは、大変すばらしいと思うんですけども、いきなりそこまですぐには行かれないだろうとは思いますが、大浦委員に悪いけれども、例えば大久保というところやハンブルという文字が浮かんでくるんだけど、ああいうところはやはり日本なので、ひとつそういう今**後藤委員**がおっしゃったような、共同で駅前、あるいは何メートルかおきにそういうものを出して、やはり日本になじむというか、コリアンタウンといわれるようなものではない、その人たちからすれば、それは嫌だというでしょうけれども、基準としてはその辺に何かありそうな感じがして、やはり僕は高田馬場の周りですけれども、高田馬場といえは早稲田、やっぱり早稲田カラーというのを見ると僕も心がうきうきするわけです、なんとなくね。そうい

ったところに美意識というのはあるだろうと思うんです。

ですから、新宿全体、例えば京都、奈良、京都へ行けば京都のイメージ、奈良なら奈良のイメージとか、地方にはそういう全体的なイメージがあるけれども、新宿というイメージで言うと、突出するのはやはり歌舞伎町なわけですし、僕は、友だちや何かと飲みに行っても、歩く楽しさもあると思うんです。僕は、友だちや何かと飲みに行っても、ただ目的地に行く間に広告の中を抜けて歩いていく歌舞伎町の上さというのにどっぷりつかって育ってききましたから、余り整理整頓されたのは、個人的に言えば自分の育ちから言うとなじまないんですけれども、そういうイメージを持って新宿になじんでいけば、**和田委員**はどう思ってますかという事はできませんが、やはりいきなり新宿全体を変えようという事はできないと思うので、住居表示が、僕も携わったことがありますけれども、訪ねてくる人のためにあるんだといって、僕もあえて地域の名前を変えましたが、けれども、年数がたつてみると、昔の名前はよかったというのが、今になつていますけれども、この辺にポイントがあるんじゃないかという感じがしますけれども、どうでしょうか。

窪田委員長 観光の、きょうおもしろい資料があつて、割と欧米の方々は繁華街のにぎわいが楽しいと、しかも新宿区に対しての満足度が高いところがある。

進士委員 そうそう、あれの説明がなかったね。

窪田委員長 多分、**和田委員**なんかが関係してらっしゃる、参考資料二のところですか。

進士委員 この説明聞こうよ。

窪田委員長 じゃあ、リクエストがあります。

千葉 実は、この資料はワークショップのときも使った資料でして、参考資料二と三です。参考資料二は、これは政府、国の機関、国際観光振興機構というところが実施した調査で、訪問率という、回答者が最も訪れた場所というところが新宿が一位になっていて、いろいろ調査項目はあるんですが、やはり屋外広告物とか景観という観点で、観光客が訪日前に期待したことという中で、景観という言葉があつたので、ここを抜粋して出しております。国別に見ると確かに傾向があるのかというの

は、私のほうも感じました。これが参考資料二です。

参考資料三については、今度は東京都内の場所がどうだったという外国人観光客の調査の資料になっていきます。ここは訪問率とかはなくて、最も満足した街はどこかというような質問で、新宿が一位。それで、いろいろ訪問目的、買い物、あとは二に散策というのが、これは街歩きなのかというふうな推測もできます。あとは移動手段、繁華街やその周辺で訪れた場所、やはり飲食店、公園、あとは百貨店があつたり、あとはやはり食事で何を期待したかと、和食が一位だったんですけれども、内訳ではやはり一位がすしで、二位がラーメンということで、三位がそばで、四位がてんぷらというふうなことで、てんぷらが四位に行つてしまつたかというのが、ちよつと驚きだったんですけれども。あとは買い物で何を買ったかというのが、食品、和食物、衣料品。あとは情報入手先は何かということで、インターネット、ガイドブックというふうな、三位は知人というがあるので、新宿区は外国の住民が多いので、そういうのもあるのかという、推測でしかないのですが。

進士委員 アジアとかはアジアから来た人という意味でしょう。

千葉 そうです、はい。

進士委員 これ全部新宿だけではないのね、じゃあ。

千葉 これはそうです。

進士委員 全部共通のか。

千葉 はい、そうですよね、共通です。

後藤委員 クロスしているよね。

進士委員 そう、それがいい。

それからもう一つ、参考資料の三の新宿は十八%、十八・七%、十九%で、こつちの資料二は新宿が三十四・八%、来るけれども満足は半分ということ。

千葉 対象が全然違う、別々の調査なので。

進士委員 対象が違うけれども、比率で言うと。

千葉 ちよつと比較が難しいかとは思いますが……。

進士委員 だけど訪問した割合は三割五分もあるのかということでしょう。

○後藤委員 ただ、これは足したら百以上になって、次の参考資料三のほうは、どこか一つだけ選んでいるんじゃないですか。

○進士委員 ああ、そうか。「最も」だから。

○後藤委員 千六百七十のサンプルの中で、三百十三が新宿に満足したという。

○進士委員 じゃあ悲観しなくていいの。

○窪田委員長 こんなに私は満足しているんだと思って、結構逆に驚いたんですけれども。

○進士委員 不満というのもやったら。

○窪田委員長 ここら辺が、それこそ和田委員なんか関係してらっしゃるあたりかと思うんですけども。

○進士委員 ここで言っている新宿というのは、やっぱり中心の歌舞伎町とかのイメージでしょう。

そこを手をつけるというか、そこも問題のところは手をつけたらいいけれども、そうじゃないところはどうかという、やっぱり二つ分けたほうが、これは話が早いと思う、政策としては。いわゆる住宅地は、もう普通の住宅地であってほしいでしょう、やっぱり新宿区民だって。

○大浦委員 これはワークショップでも話が出ましたけれども、やっぱりそういう意見が圧倒的です。ですから、歌舞伎町なんかとは離れた形で論議しませんと、違うと思います。

○進士委員 むしろコントラストがあってもいいぐらいで。

○大浦委員 そうですね。

○窪田委員長 あと、観光客の方に対する、いわゆるユニバーサルな情報発信というのも、またもう一つ別にちゃんとやったほうがいいのかと思つて。これだけ多くの人が満足してくださっているというのは。

○大浦委員 私が聞いている範囲内では、新宿の繁華街での満足度というのは、食文化が多いと思うんです。それが表でも、このアンケートを見ればわかるとおり、すしとラーメンとかいう、てんぷらとかということになるのは、アジア系というか、やっぱりその辺のところは新宿の満足度があるんじゃないか。

○進士委員 だから看板だつてそういうアジア的な感じをおもしろがる

人はたくさんいるから、そこも考えないと。

それと、さっきの後藤委員の話だと、東口と西口とか、みんな違うから、僕はそこもはっきりと特化するのもおもしろいと思うんだ、政策的には。こういう味わいたい人はあそこがいいとか。そうすると新宿全体でもっと相乗効果があつて。

○大浦委員 大阪のキタとミナミみたいに、はっきりしたほうがいいと思うんです。ごちゃごちゃにならなければ。

○進士委員 それは好みでそこしか行かないことはない。大体あそこへ行つたら、今度次こつちへ行きたいんだから。絶対ビジネスとしてはそのほうが成功する。

○齋藤委員 あと日本という国がとても安全ですよ。ですから、例えば歌舞伎町に行つたとしても、危険な思いをすることはほとんどない、海外に比べてほとんどないということ、これも特徴の一つだと思います。

それから、私も外国からお客様が見えた場合、歌舞伎町に連れて行きます。あのネオンサインのエネルギーとか、それはやはりその地域の特色ということで、またほかのところと別に考えていけないんじゃないかと思ひます。

○大野委員 ただ歌舞伎町の中に、非常に風俗的なものがあるじゃないですか。これが一つの看板ならいいけれども、風俗、いわゆる規制にかからない大きさのものを羅列して並べていくようなもの、それからさっきのエリアをつくってくくっているのと同じですけれども、我々も若いころよく飲みに来て、建物のところにまとまつて、ここは何があるというところもあつたんですけれども、そこへ立つと、デパートへ行くと店員が寄ってくるのと同じように、歌舞伎町あたりだと、今はどうか、僕も年とつて余り行きませんからあれですけども、寄つてきて引き込まれるというようなことなので、逆にああいうところこそどこかにきちつとして整理してやるというほうがいいんじゃないか。ああいうところこそ規制はかけて、広告を出したいならここにしないか。ああいうところの最も典型的な場所じゃないかというように感じはしますけれども。

○窪田委員長 そうやって地域ごとにいろいろ対策も含めて考えながら、

ただあちこち外国人の方も一人歩きができるような、いわゆる公益サインについてはきっちりやっていくというのもあるかという気がいたしませんけれども、よろしいですか。

○橋本委員 皆さんおっしゃったので、一つ質問ですけれども、一般の人間からの感想ですけれども、例えば自分がお店をやっている。看板をちよつと出そうかと、どんな規制があるかわからないし、要はさっぱりわからずに、こんな程度ならいいんじゃないかと出している、そういうような看板が結構多いんじゃないかと思うんです。さつき見せていただいたのは、自家用広告というのが結構氾濫していて、それが結構うるさく、僕には個人的に思えたので、要はそういうようなパンフレットというか、こんなことまでいいけれども、こんなことはしたらだめというようなパンフレットとかそういうのをポステイングするだとか、飲食店の許可を出すときに添えて出すとか、そういうような方法をすれば、少しはいいかという気がちよつとしたんです。

それからもう一つは、路上のたばこを吸うのを新宿区はものすごく規制していて、たくさんの方がいますね、監視員が。ああいう方が、例えば活動をいろいろ、オンブズマンの活動もいろいろやられていると思うんですけども、ああいうような形で注意を促すみたいな、そういうような活動をもう少し強化してもいいのかというふうに思ったので、何か方法があればというふうに、個人的には思いました。

○和田委員 皆様、新宿区、約三十二万人住んでいるんです。そのうち外国人が約一割。つまり十人に一人なんです。ところが二十代で計算しますと三人に一人が外国人なんです。例えば、高田馬場へ行くとミャンマー、それから大久保へ行くと韓国人。それから外国人観光客の方、こちらへ来ておりますけれども、これちよつと古い資料なので、今、中国が当然激減して、それを補完する意味でタイが急激に二位ぐらいに。それでタイ人というのはマナーがよくて、とても紳士的です。

歌舞伎町というんですけれども、歌舞伎町でいつも問題になっているのは、今はアフリカ系の客引きが多いんです。区役所の後ろの東通りなんか夜行くとわかるんですけれども、外国人の客引きばかり立っていて、

帰りわかると思うんですけれども。

○後藤委員 それは日本人を引く張るの。

○和田委員 日本人もしくは外国人。

○後藤委員 外国人を引く張るために。

○和田委員 いや、両方です。

○進士委員 客引きが外国人ということでしょう。

○和田委員 そうです。ただ、つかまえようにも奥さんが全部日本人なんです。国籍は日本とっているんで、引く張ることはできないんですが。

○進士委員 外国人の客引きが日本の客を引く張り合っているわけね。

○和田委員 客引き条例が新宿区にあるんですけれども、それだけだと実は罰則規定が、先ほど大浦委員が言ったとおりなので、今、都にかけ合って、おそらく来年には認可、都の客引き条例が禁止行為で出ると思っています。

○進士委員 ちよつとつかつにもそれ知らなかったけれども、客引き条例というのはどういのですか。触って引く張ったらいけないとか、そういうのですか。

○和田委員 何メートルくつついてまわったらいけないとか、具体的に考えるのは店の周り五メートル以内とか、実際、例えば今ですと歌舞伎町の客引きがどんどん来て、駅前まで来るわけです。

それで問題になっているので、うちの街としては、景観だけじゃなく、いやすいまちということで、景観も、例えば先ほどまちの看板をというんですけれども、協力してくれるところとしてくれないところがあります。そうするとやっぱりそのところが一カ所、核のところになると共通はできないんです。それでもまちは何とかしたいので、看板とかはみ出し以外に、来ていただいた人にとっても新宿はいいという印象で、例えば三月五日、六日、私どもの街では馬車を走らせるんです。イギリスのエジンバラ宮殿みたいな馬車を。そういうふうには景観及び、たまたまいい景観ということで、街では日々取り組んではいるんですが、なかなか難しいということですね。

○大野委員 やっぱり、和田委員、今がチャンスだと僕は思うんです。バブルのときには、僕もよく飲んでいたけれども、やっぱり景気が上向

くともっと客引き、悪質なのが出てくると思う。

○和田委員 いや客引きだけじゃなくて、結局歌舞伎町を御存じの方いらつしやると思うんですけども、昼間はそう商売にならないんです。夜八時から十二時まで四時間で高い家賃を払おうとすると、やっぱり特殊営業になってしまうんです。

○窪田委員長 そういったところと一緒に組んでいかれると、というかやっていたかどうかとかないかという感じですね。どうもありがとうございます。

そろそろ次の話題に行つてよろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

報告二 新宿区景観形成ガイドライン改定について

○窪田委員長 次は、報告二の新宿区景観形成ガイドライン改定について、説明をお願いいたします。荒井主査ですね。

○荒井主査 資料が、こちらの「みどり編」と「設備等修景編」と、あと前回御指摘のあったA四の紙二枚となっております。

前回の第一回小委員会で、皆様からの御指摘を受けまして、その後窪田委員長、それから景観アドバイザーの御助言をいただきまして、少し修正を行いました。今回、また皆様からさまざまな御意見をいただきまして、次回の三月十八日の審議会で報告しまして、平成二十五年度に行いたいと考えています。

では、内容について発表いたします。

○平木（地域総合計画研究所） それでは後ろのほうから、御説明をさせていたいただきたいと思いますが、まず、お手元の緑色のほうのみどり編のほうから御説明を差し上げたいと思います。

前回の小委員会で、皆様からたくさん御意見をいただきまして、それをもとに修正をかけました。

まず一番最初、表紙のところからごらんいただきたいんですが、前回のタイトルが「景観みどり編」という形にさせていただいていたんですが、景観みどりという言葉自体が非常にわかりづらいという御指摘を多

くいただきました。今回、「みどり編」ということで、新宿区景観形成ガイドラインのみどり編という形で作成を、修正させていただいております。

めくっていただいて、目次のほうを御確認いただきましたのですが、目次につきましては、まず大きく変えたポイントとして、第一部でみどりの考え方と示しておりますけれども、その中の三番、「新宿区らしいみどり景観創出に向けて」という項目がありますが、ここを新しく作成しております。これはまた後ほどこの場所について御説明する際にお話しさせていただきますけれども、ここでおおむね新宿区のみどりの景観みどりづくり、景観面でのみどりづくりについての考え方を、この三番の項目で大きくまとめ出すというふうに考えております。

では、中身のほうに移らせていただきます。

二ページです。「はじめに」のところをごらんいただきたいのですが、まず、「みどり編作成にあたって」ということで、前回お示したものは、新宿区でみどりの景観についてやる意義が伝わってこないといった御意見ですとか、そもそもみどりというものについてどういふふうに考えているんだという、そもそもこのところで御指摘をたくさんいただきました。

今回、修正に当たりましては、まずみどりの考え方について、しっかりと最初のところで出しているという形で、冒頭部分で考え方をしっかりと出すようにしています。ここでは、一番大事なこととしましては、下のところで、量と質というふうに書いておりますけれども、これまでの新宿区の取り組みとしては量、いかにみどりの量をふやしていくかといったところが政策等で大きくなっていったんですけども、それだけではなくて質というところに対象をしっかりとアプローチしていく必要があるだろうということで、土地に合ったみどりを植える、またさまざまなみどりを植えるという二つのポイントを示しております。それぞれの中身につきましては、昔から守ってきたみどり景観のある場合は、それをしっかりと後世に残していくっていただきたいというお話ですとか、あと、前回、進士委員のほうからお話しいただいておりますけれども、土を含めた土台となるみどり、生態系のところについて考えをしっかりと示す

ということ、そこを大切にしていくなだと、再生させるんだということ、ここ示すように修正をしております。

次をめぐって三ページのほうです。こちらのほうでは、「新宿区のこれまでの取り組み」と「みどりの位置付け」ということで、前回示したところから若干の修正という形にしておりますけれども新宿区のこれまでの取り組みということで、二ページのほうで量についてお話をしておりますので、これまでの取り組みはこんなものがありましたということを示しております。

また、四ページ目のほうの「上位関連計画の中での位置付け」という形につきましては、これは前回はかなり広い範囲で、都市計画法等含まれて広い範囲で示していましたが、これを景観に限定した形でわかりやすく整理をしたという形の図にしております。

また、下のほうの図で、都市マスタープランのほうにある将来都市像を載せておりますけれども、都市マスタープランではこのような形でみどりのつながり等を考えていますということも参考という形で出させていただいています。上位関連計画の位置づけということも含めまして、全体のみどりの位置づけとしてはこういうことがありますということ、ここに簡単に示したいというふうに考えています。

次に、五ページのほうをごらんいただきましたのですが、「新宿区のみどり」ということで、前回も地形の話と、あと次の六ページのところの歴史性のところについて書いていましたけれども、今回特に地形と歴史のところにつきましては、具体的に景観誘導の際に、景観協議の際に使っている資料をもとに、こちらのほうを使います。具体的に地形を見る際には、どういうポイントを見てもらいたいか、着目してもらいたいかということ、例えば地形のところですと台地部ですとか平地部、あるいは崖線、河川といったところに関して、それぞれどのようなものがその地域に合ったみどりになるのかということを示していきたいと思っています。

あわせて、その地域に合ったみどりを、こういうふうな特徴があるから選んでほしいという考え方をここで示したいと考えております。

また六ページの「まちの記憶」です。歴史性のところについても同様

です。これまでどのような経緯をたどってその地域のみどりの変遷をたどってきたかということを示しています。ここに出している地図というのも、実際に景観協議の際に出しているものになりますけれども、「新宿文化絵図 江戸・明治・現代重ね地図」というものがありますけれども、こちらのほうを示しまして、どのような形で歴史性について考えてくださいということ、ここで示しています。

また、前回も御指摘ありましたけれども、大変地区計画等で頑張ってきたり地域ですとか、あるいは大久保のつつじといったその地域独自のみどりがあるといふこともありまして、そういったところにもしっかりと着目していただきたいことを、コラムとして出させていたしております。

次に、七ページのところです。ここが先ほど申し上げた新しく追加したところということになりますけれども、前段の地形の話と、あとまちの記憶、歴史性の話のところを踏まえまして、では新宿区らしいみどりの景観というのはどういうものなのかということ、ここで大きくまとめております。

まず、地形と歴史性、あとこれは後ほどの部分になりますけれども、戸建て住宅ですとか集合住宅といったそれぞれの地域性に基づいて、どういふふうなみどりが求められるかという考え方を、七ページのところ示しております。

また、八ページのほう、ここは植栽の基本的考え方というふうな形にしておりますが、既存樹木は残す、土地にあったみどりを植える、さまざまなみどりを植える、四季を感じるみどりを植える、みどりでまちをデザインするという五つの項目を挙げていますけれども、これもこれまた新宿区の景観の協議の際に、特にこういふところに着目をして、気をつけて植栽を施してくださいと言ってきた内容を、ここで改めて示すという形にしております。

今後の運用の仕方も含めてなんですが、この七ページと八ページのところをまずは景観協議の際に示すような形で、これが新宿区のみどりの景観に関して、特に考えてほしいというポイントですというのを簡単に示す最初の資料という形で考えていきたいというふうに考えております。

す。

中の表記の仕方としては、何々してくださいという形で、それまでの考え方を示すような、今後やっていっていただきたい内容について書くというふうにしております。

次の、第二部のほうですが、ここからは前回からそこまでのような大きく変更はしていないところになります。四章のところでは、「新宿区景観まちづくり計画におけるみどり」ということで、景観形成基準の中でどういうふうな位置づけをされているかというような内容になっております。

また、五章ですが、ここは「参考植栽事例」ということで、前回、かなりいろいろと御指摘をいただいたポイントになりますけれども、具体的な一例を示すことで、誘導し過ぎているのではないかとというような御意見等いただきましたけれども、これもあくまでも参考ですということ、実際のところは協議の際に、協議をしながら決めていくということ、スタンスはありますけれども、この中ではそれぞれのポイントで、例えばできる限り緑化を行った場合はこういうふうになります、シンボルツリーを植えたなら、こういうふうな形になりますというような一例を一つずつ戸建て住宅、集合住宅、商業・業務施設ごとにまとめて示すという形にしております。

また、写真を選ぶ際、具体的な写真を選ぶ際にも、やはり前回御指摘いただきましたけれども、土のつながりといったような形で、極力スポットではなくて、全体的なつながりを意識させるような写真を選ぶようにしております。

次に、二十二ページの六番、「参考樹種」こちらのほうになりますけれども、ここは前回示した際には、推奨樹種としていたものなんですけれども、これを参考樹種という形で示しています。こちらの中にあるものは、樹種選定の基本的考え方を最初に出していますけれども、これを含めまして、これまでの新宿の景観協議の中で、一般的に使われてきた樹種というものを、以下の表のほうに示しています。日向に向く植物、これもまた常緑樹と落葉樹、また広葉樹、針葉樹ごとに分けたり、あるいは高木、中木、低木というような枠組みで整理をしております。これ

らはやりこれまでの新宿区景観協議の中で一般的に使われてきたものを整理しているという形になっておりまして、最後の二十六ページ以降のところ、参考というふうになっておりますけれども、この参考として示している樹種リストの中から選んだものという形になっております。

この樹種リストが何かと言いますと、平成七年に策定されました「みどりによる生物生息環境形成計画」という中で、計画書の中に示されている植物リスト、おとめ山公園ですとか新宿中央公園等にあったものの実態調査の中で確認された植物リストの中から、主に植栽で利用されているものをピックアップしてきたという形をとっております。実際の景観協議の際にもこういったリストがあつて、その中からこういう植物を選んでもらえるほうが、植栽としてはいいのではないかとというような提示の仕方をしていければいいのかというふうに考えたところです。

二十五ページのところで、これはまだ途中段階という形になりますけれども、参考樹種の紹介という形で、幾つか事例を示しますけれども、これはこういう植物だということを、前段の六の一の樹種選定の考え方のところから幾つかピックアップをしてきて紹介するというような形で考えております。

みどりのほうに関しては以上です。

次に、設備のほうも引き続き御説明さしあげたいと思います。設備のほうにつきましても、まず目次のほうをごらんいただきたいのですが、みどりと同じで第一部の三番、「設備等修景ガイドライン」という項目がありますけれども、ここが今回新しく作成したものになります。ここにつきましても、基本となる考え方を示す項目として、七ページ、八ページという二ページのところで、まずは新宿区の設備等の修景についての考え方をしっかり示す項目が必要だという形で作成をしております。

では、二ページのほうをめくっていただきたいのですが、まず一番ですが、「ガイドライン作成の目的等」というところで、ここは前回とはとんと変えておりませんが、まず目的を示しております。

二章です。「新宿区における設備等修景の考え方」、四ページからに

なりませんけれども、このところで新宿区での設備の見え方について工夫してほしいということを示しています。ここも内容自体は前回と変わっておりません。水平方向の見方ですか、上から見るというような考え方について、地形ですとかあるいは中高層建築物が多いから、そのところで注意してくださいという基本的な考え方を、ここで示しております。

三章ですけれども、先ほど申し上げたとおり、こちらは新しく追加した部分になりますけれども、「設備等修景ガイドライン」ということで検討のポイント、検討してほしいポイントというものをここでまとめて示しております。一体的に配置する、見えない位置に配置する、建物全体や周辺と調和したデザインにする、みどりを配置したり、隠すためのものを工夫するという四つのポイントを示しまして、それぞれの考え方についてもここで示しております。

設備等修景の考え方ということは、八ページのほうでまとめて示しております、例えば附帯する設備等を一体的に計画してほしいということですか、見え方に対して配慮してほしいといった内容をここで示しております、目次の使い方にも使っていただきたいと考えております。

第二部のほうでは、これはまた実務編という形で、みどり編と同様です。設備に関する景観形成基準の内容をここで整理しまして、四の二の十三ページ以降の附帯する設備等を一体的に計画した場合というように形で、それぞれの事例をここに示しています。

特に、ここにつきましましては、まだ良好事例以外余りよくない事例というのを示していますけれども、そこについてのイラスト化作業というのをまだ継続して行っている状況ですので、そのところを今後修正していくという形になっております。

また、最後に、二十六ページです。新宿の夜間景観について、外堀通り沿いのところでシャッターに関する考え方というのを前回示しておりますけれども、これについては、夜間景観を、シャッターだけの配慮でいいのかという御指摘を、前回いただいてしまして、そのところを含めまして、全体的に今後考えていくべき事項ではないかという

ふうに考えまして、今回、当修正ではそのところを全て削除しているというふうな事になっております。

おおむね、以上のような形で修正作業を行いました。以上です。

○窪田委員長 どうもありがとうございます。

では、アドバイザーの先生方も含めて、御意見や御質問や、何か気づいた点があればお願いいたします。どこからでも構いませんが。

○進士委員 ちょっと忘れたんですけれども、こういうものが必要だったんですか、事前協議のときに。

○神谷アドバイザー やっぱ根拠が明確になっていない部分があるので、それはあつたほうがいいと思います。

○進士委員 これ見て役に立つんですか。お二人は。

○神谷アドバイザー 武器になります。私たちがわかっていても、それを毎度毎度同じ説明するよりは、やっぱこういうことですか。

○進士委員 この印刷物を事前協議に来る人に渡すわけですか。

○荒井主査 来年度は、仮の運用ということで、これを示しながら、お話をするんですけれども、最終的にはガイドラインの中に入れ込んだりすることも考えています。

○神谷アドバイザー 例えば今言われている意味は、樹種のこととかだと思っんですが、樹種とかそういうものなんです。

○進士委員 ナギなんてこんなところに植えたってしょうがないと思う。ナギはこんな、新宿できれいに育つかい。

○神谷アドバイザー まだこれは途中なので、まだ八割方もいっていない。チェックしている最中です。要は毎回一々図鑑を引っ張り出してという作業をするわけです。

○進士委員 わかっている人は読めばわかると思うけれども、これはわからない人には余り意味ないと思っ僕は見えていたんです。少なくとも植栽に関しては。つまり、今まで出てきたからといって入れてあるわけだよ。植栽というのは種類じゃないよ。それを組み合わせる、その建物の周りとか、その用途がレストランなのか、住宅で違うでしょう。

○神谷アドバイザー もちろんそういう話をしてはいるんですが、それ以前に植物のことを全くわからない人がいる。

○進士委員 それをリストで並べてしまうのはだめだよ。

○窪田委員長 逆効果になるおそれがあるんじゃないですか。だから、いつも神谷相談員とか千葉相談員がいらっしやった上で、これを使っていればいいんじゃないかと。

○神谷アドバイザー これ第一部と第二部に分かれています。ガイドラインとしては第一部だけというふうに考えているということですね。

○進士委員 第一部は当たり前過ぎて、こんな言わんでもそのとおりだと思ふ。アドバイザーとしてほしいなら、僕は異議ないんだけど。

○窪田委員長 要は、当たり前のことを何度も何度も説明しなくてはいけなかったということですね、今まで。

○神谷アドバイザー ただ使えるものにしてほしいということと、ふだん使っているものを、全部ここに盛り込んであるということですね。

○進士委員 だからお二人から出ているなら、僕はもう余計なことは言わない。

○大野委員 ただ僕は思うんですけども、みどりのほうの十ページに、幹線道路沿道における景観形成というふうに書いてありますね。今、私たちの街では、この間も問題になって、僕はいろいろ用事があつて出なかつた。もう一人の内藤町から行っている山本委員がきつと思うんですけども、住民こそって反対してとまったものが、幹線道路の樹木、街路樹、これをこの間第三建設事務所が来て全部切るということになって、まだ立派な木なのということと、みんなが出ていって、説明もなくぱつとした一枚の紙で切ると言い始めて、道路沿いの人たちが大変だということで、みんな出ていって、それで説明会も開かないで何事だということと、説明会を開かせてとめたんですけども、アオヤギが植わっているらしいんで、僕は木のことは余り詳しくないんで、よくわからないんですけども、そういうふうなことが出てきた場合、やっぱここで言っていることと違うという、まじの意見があるわけです。そういういつかときや何かは、新宿区から担当者が出てきてもらつたでしょう。みどりから出たのかどうかはわかりませんが、景観から出たんですか、あの会合には。内藤町で問題があつたとき、景観から出していない。ただ僕の言いたいのは、こういうガイドライン的なものは出すなら出

すできちつとして方針示さないと、きのうも僕らまちづくりの緊急協議やつたのは、新宿区が倉庫業をやりたいという人をあつせんしたということと、その後、問題があるというので、うちのまちづくりでは倉庫業はだめと書いてあるわけだ。気がついて、きのう、だけれどもその人はもう賃貸の場所を借りてから申請出さないとだめだと言われて、家賃払つていて、ここから行政指導を受けて、こつち振られて、倉庫業、だけれどもだめだということと、きのうみんなやつたんだけど、貸主は町の人だから、結局我々はきのう継続ということと一応別れたんだけど、ガイド的なものはやるならやるできちつとやつてもらわないと、アバウトなもので、これがふらふらと振られるようなものでは困ると思う。単なる相談員の方々が持つてのあれならいいけれども、ちゃんとした外へ出すなら出すで、きちつとした方針を持つてやつぱりやつてくれないと、それにはよほど細部にわたつてよく検討されて、書いて出した以上はきちんと守るといふことと危ないと思う。

○窪田委員長 いかででしょうか。道路の街路樹についても、むしろこういうものを持つていけると、こういうふうな指導しているんだから、町内でもちゃんとやつてくれという話を持つていっていただけるんだからということですか。

○大野委員 そうそう、そういうことだ。

だからみんなの意見は、区で景観ガイドラインの中に街路樹をと言つていけると、みんな発言しているわけだ、その場で。だからそういうことに使われるわけです。新宿区の方針と違うじゃないかと。だけれども、第三建設事務所はまた違つた立場でものを言つていっていることと、一回とまつているんだけど、今度車が曲がる箇所を、樹木で見えないから切るんだとか、ああたとかというようになって、その辺が新宿区の結局みんなが持ち出しているのは、新宿の方針と違つて、みどりをと言つているのがほとんど地域の人たちの意見になつていっているわけだ。

○進士委員 とにかく現実はいろいろあるから大変なんだろうけれども、僕が言いたかつたのは、例えば参考樹種と書いてあるでしょう。これじゃあ東京に育つて、外来種じゃなくて、とにかく丈夫に育ちそうで、いいものは全部入れておけばいいということなんです。これなら問題ない

んだ。ところが参考にするということは、そこからチョイスしたほうがいいということです。ところが植物というのは、植栽はもう建築の材料要素と同じなんだ。壁とか床とか、天井をどういう素材使って、どんなデザイン、どんな意匠のやつを組み立てるか、そういうことだから。

つまりこれ、今僕が二十二ページを例えれば見て、何のリストなんだと思ったわけだ。植栽のイメージがそろっているわけじゃないし、こういう、わかりやすく言うとなチュラルな雰囲気にした、この町内は。だから非常にやさしい、風にそよぐような優しいまじにしたとか、あるいは花物でちよつと派手目というか、楽しくなるようなまじにしたとか、あるでしょう。そういうものがあるから、こういうものを選ぶということになるわけで、材料だけ、つまり絵の具を示しているだけなんだ。どんな絵をかくれというのかに、どういう絵をかくときは、このグループから重点的に使つてとか、いやベースは大体無彩色で、おとなし目にやつてください、そういうときにはこれが使えますというリストならいいんだ、参考になるんだ。これはむちゃくちゃに並べてるんだ。このリストは。誰も植物のことわかってないんじゃないの、これ。このリストをつくった人は。だからエクスキューズで、これまで新宿区の景観協議の中で一般的に使われた樹種なんだよ。これは危険はない木だよ。ただけなんだよ。

○**神谷アドバイザー** 例えば、シマトネリコ、たくさん出てくるんですが、お勧めしていません。そういうものがなぜお勧めではないかということ、どこにどういふうに根拠があるかということなんです。ね

○**進士委員** 根拠なんかないんだよ、だから。趣味の問題だという話になるよ、それは。

○**神谷アドバイザー** 要するに、そんな立派な植栽が出てこないんです。管理しやすい。要するにデザイン以前の管理しやすい、そういうものしか出てこない。そこでどうするかという話をしてるわけです。

○**進士委員** それはメンテナンスコストの安いものだけでやるようなこととはやめてくれと、そういう言い方をすればいい。

○**神谷アドバイザー** もちろんです。そのような場合は、こういうものを植えるんですかという話になるわけです。

○**進士委員** じゃあ、何、これを使えばいいの。

○**神谷アドバイザー** いや、**進士委員**、専門家がいらっしやるわけだから、これはだからたきです。それから、これからこういうもののどこが悪いのか、これを精査したいわけです。

○**進士委員** これはとにかく、ただ並べただけだというのがだめだと言っているわけ。植栽はデザインだよ。デザインというのはその場所と機能に合わせてやるものですよ。

○**神谷アドバイザー** いや、それはこちらの話です。

○**進士委員** いや、このリストのことを言っているの。材料というのはデザイン目的に使うわけでしょう。だから目的に合わせて素材も並べないと意味がないでしょうと言っているわけ。和風の家並みが並んでいるところへ、じゃあ洋風のバラなんかはいけないかと、それはバラは洋風だけれども、状況によつていいかもしれない。だから自由なんだよ、結論を言えば。ただ、自由なだけけれども、それだけがするとか、そういうのは困るよね、そうでしょう。そういうことは配慮するのは当たり前なだけけれども、こんなもの樹種を決めてやらせるというのは、リゾート計画なんかで、ある特殊なイメージをつくる時があるんです。それこそスペインシユな雰囲気をつくりたいとか、そういうときはそういう樹種を集めて、雰囲気盛り上げるんだけれども、こんな戸建て住宅が並んで、細かい街並みでそんなことやれっこないから、だから目的に香りの、中国の西湖みたいに、キンモクセイの街にしたいとか、そういう計画意図があるなら別なんだよ、外堀通りはやっぱり風にそよぐようないだれ柳とか、あるいは日本のな堀に合う桜でそろえたいとか、そういう場所が決まっています、できればそういうのを持ってきたいという、開発行為とか申請が出ると、できるだけそういうのを入れていく、それはわかるよ。そういうのがないで、ばあつと並べて、今まで景観協議で一般的に使われたと、景観協議に出てきたのはいろいろ建物があるわけでしょう。いろいろ場所もあるし。つまりランダムなものを集めて、何が参考だということになる。

○**窪田委員長** だからそこまでの段階の御指導が結構大変だから、まずはこういうところという御提案ということでしょうか。

○神谷アドバイザー 出さなくてもいいんですけども、例えばそういう使ってほしくない、生物多様性に配慮して話を進めているときに、何でこれはいけないんですかという話になるわけです。シマトネリコ、タインシオジですけれども、これをよしとするかしないか、例えばよしとしない場合に、それをどうするかなんです。

○窪田委員長 規制するものだけを理由を挙げて列挙しておくという手もあるということですね。創造的な部分については、本当に御指導大変だとは思いますが、御指導の中で少しアドバイスいただくというようなことでしょうか。

○神谷アドバイザー だから樹種まで出す必要がないと、内部資料にしたほうが良いということであれば、それはそれでいいと思います。

○進士委員 土地に合ったみどりでいいんじゃない。

○窪田委員長 それのヒントしてのあれですね、平成七年にやった二十六ページ以降が参考として、これもおとめ山公園と新宿中央公園と御苑ですけれども。

○大野委員 我々のようなところで言うと、今具体的にはまだ名前挙げられないところだけでも、相当外苑西通りに沿ったところで、開発が今度また予定されているんです。これはやっぱりマンション系のもので我々は住居地域から真ん中に仲通りという通りがあるので、それから通りのほうに面して皆建てさせているわけです、高層ビルは。そこに花壇をずっとつくらせている、仲通りに。そのときに樹木の選定をするときに、我々はまちづくりに加わった女性にみんな集まってもらって、好きなあれをやってやってきたわけです。そういったときの相談として、区にきつとまた来るだろう。そういうときの御相談の相手になるわけでしょう、きつと。だから今進士委員の言うとおり、こちらから出してきたものは、これはだめですというものはあるならあれだけでも、こういうのを植えないというものは、そこまでは相談員としてやらないんですよ、それは。

○神谷アドバイザー ハリエンジュを積極的に植えろとは言わないけれども、拒否もしなくてもいいかなとか、いろいろなレベルがあると思うんです。そのあたりを、じゃあ誰がどういう根拠で、シマトネリコに関

しては、ほかの区も含めてたくさん出てくるけれども、タインシオジだし、よくないだろうという判断、植物生態の先生にも意見を伺った上で、そういうふうにならずとやってきているんですが、たくさん出てくるんです。

○進士委員 それはそんなこと言ったら、東京中からプラタナスを全部引っこ抜かなければだめだよ。

○神谷アドバイザー ですからそれを伺いたいです。シマトネリコオーケーなら、それはそれでそのようにすればいい。

○進士委員 オーケーって、今はこういう時代で、生物多様性とか生態系を配慮するという時代なので、それはなるだけ外来種は外してくださいと、そういうのはいいですと言っているわけ。それは指導だから。ただ、向こうが乗るかどうかは別ですね。ましてや禁止はできないよ。私は昔台湾に行つて、思い出が深いんだからと言ったらどうするの。植栽というのはそういうレベルのものですということをやっているの。命に別状があるものじゃない。ましてや市街地の中ではだよ。僕は高尾山とか国立公園でそういうことをやっていいと言っているんじゃないんだ。そういう場所がらも考えなければいけないから、今は全て教条主義で、こういうのが全部だめと、そういう外国人が三人に一人もいるという時代に、外国の木は全部だめといたら困るでしょう。ただ、それを勧めはしないよと言っている。そうでしょう。

それから、大体この表、さっきから言っているのは、ただ羅列している、広葉樹のところ、高木でハルニレ、アキニレ、ケヤキ、それで下にもまたハナノキ、ナギ、アキニレと書いてあるから、これ横の組み合わせを、この三種の組み合わせだったらいいということかと思ってもみただけでも、どうなっているんだ、これ。ハルニレあちこち出てくるし。

いずれにしてもちよつと気になる。僕は植栽まで、これは地方ではあるんです。郷土種あるいは市の木とか、まちの木と決めて、雰囲気を作るってやるといふ場合、これは苗木も提供してるんだ。苗木の配給までやる。そういうことをやるなら別なだけども。施主がやるんだから。いずれにしても植物のことをよくわかっている人とやりなよ。それだ

け、僕が言いたいのは。あまり規制というか、こういう考えですという前段ぐらいは僕はいいと思うんだ。新宿はこういう考えでできた。これまでもこうして、こういうまちの努力をしているので、それを御理解ください。その理解をした上でやってくださいというのは、それは異議ないよ。ただ、あまり微に入り細に入りやるのは、人にはいろいろな生き方があって、生物多様性があるということは、緑化の多様性もなければだめだよ。こういうものだけが絶対だというのは違うんだよ。迎賓館の前はこんな雰囲気にしたとか、ねらいがあるからやってるんですよ。そうでないところまで、さつき言ったように台湾に昔、若いころ働いていたといったらどうするの。そこまで奪ったらだめだよ。

○窪田委員長 迎賓館の前での、例えば植栽をこうすると、こういう空間が生まれるとか、あるいは高野の前にケヤキ一本植えると、こういう空間が生まれるとかということ。

○進士委員 ヒント集はいいよ。

○窪田委員長 それと二十六ページからの、この調査自体はここに載せておかないと、もう埋もれてしまうような、この報告書ももうなくなっているということなので、この調査の結果自体はかなり重要、どこかに

○後藤委員 二十六ページ以下のこれは何ですか。

○窪田委員長 平成七年にどういう植栽があったのかということ、これは参考資料なんですけれども、それはそれで例えば置いておくとして、二十二ページから二十五ページまでの間を、もう少し植栽でこんなことが可能性としてあり得るといようなヒント集みたいなものに使えるという感じでしょうか。

○神谷アドバイザー それが四ページに、平成七年度。

○窪田委員長 平成七年度の過去の調査があったと。毎木調査ですか、これ。

○神谷アドバイザー それが四ページのみどりによる生物生息環境形成計画という、これはとてもよくできていて、新宿区が先進的にピオトープをやったときの報告書ですが、今もうないんです。これはかなり協議のときに、これを使っているんです。ここにこういうことがちゃんと書かれていまずと、そういうことを根拠にしているの。

○進士委員 これは何、その当時植わっていたの。植えなさいといって書いたの。

○神谷アドバイザー じゃないです。現状です。

○窪田委員長 調査結果です。

○進士委員 だから植わっているものということね。

○窪田委員長 植わっています。

○進士委員 当時植わっていたという。

○窪田委員長 雑木林的な雰囲気にしたのだったら、ここから選ぶというのがよろしいのじゃないかと。

○進士委員 だけれども、それはそんなことないよ。その当時植わっていたものが正しいとは限らない。

○窪田委員長 確かにそれはそうですね。

○進士委員 いっぱい外来種が入っているんだ。そのころはとっくに入っているよ。

○窪田委員長 そうですね、平成七年なら。

○神谷アドバイザー だからその中からピックアップしている。

○進士委員 だから簡単に言うと、こういうものがあって、ここからやればいいという、そういう機械的な発想はだめなんだよ。わかっている人がやればいいんだよ。

○窪田委員長 でも、わかっている人が余りいないんで。なので、だからヒント集にしておいて、あとはもう個別にアドバイザーの先生に指導していただきたいながらという形に、これは少し変更したほうがいいということですね。参考樹種だけ載せていると、誤解を逆に招いてしまつて、ここから選んでおけばいいんでしようみたいな雰囲気になるんじゃないかということですね。はい、わかりました。じゃあ、ちよつとそういうふうに、ここは後ほど。いかがでしょうか。

○大野委員 裏を返せば、参考樹種以外はだめみたいな印象を与えることがあるね、これ。参考樹種と出ると。

○後藤委員 参考植栽事例に樹種を括弧書きか何かで示すということはできないんですか。

○進士委員 写真にはできるね。

○窪田委員長 十三ページからですね。いかがでしょうか。

○荒井主査 検討したいと思います。

○窪田委員長 そうすると、十三から二十一の中にもそういった情報がさりげなく入っていく。

いかがでしょうか。あと、設備のほうもございますけれども。

○進士委員 これも、さっきの報告の話と一緒にだけども、どこまで、どういうふうにしたいかという意思の問題だね。何でも行政がコントロールするという発想は、もうおかしいね。僕はそう思っているものだからあえて言っているの、逆にポリウムとか、それはあまり野放図にやられても困るし、建物の。だけれども、自然とか植物ぐらいいは、もうちよっと自由度を上げてやったほうがいいとさえ思っているものだから、ただそれを今言ったように、とんでもないものを植えたら、それは誰が見てもとんでもないから、その場所に似合わないものは。だけれども、まあまあ知っている、例えば公園課にいる職員がいっぱいいるわけだから、これを回せば簡単なんだよね。だから、あまり基本的には景觀というとり締まりだという印象を、僕は一貫してそう思ってきたんです。景観行政というと、何か基準をつくって、そこに当て込んでいくという、そうじゃないでしょうと。とんでもない風景はつくらせないということだよ。できればそれらしく、そこに合うね、いいねというのをつくる。もし、しつて言えばモデルをやるなら賛成ですよ。この通りには比較的これからいろいろな開発行為が集まって、ここ数年で、だったらもうプロをちゃんと入れて、どういう植栽設計して、建築との関係をこういうふうにしようという、そういうのをモデル的に示して、ほかと違ってやっぱりあれだねといって、みんなそれになびくようにするとか、そういう手は賛成なんだ。だけれども、こうやって決めて、そこから入っていればもう文句ないみたいな話は、全然デザインというものがわかっていないんだ。

○神谷アドバイザー もちろんいいモデルを示しているんですが、現実にはみどりは極力植えたくない、とにかく植えてくれ、そんなものは嫌だと、そういうレベルの話が多いんです。ちゃんとわかっている、好きでやってくれるところは全然問題ないんです。要は、もうとにかく嫌

だ、嫌だということに、やっぱり植えてもらわないと困りますと、こういうものを植えてくださいと、そういう話をしているわけです、ほとんどが。

○進士委員 だったら、今の後藤委員が言われたのでいいんじゃないの。好ましい単一植栽で、ただサツキの植えつぶしとかアペリアの植えつぶしみたいなローメンテナンスのやつをみんなやろうとするだろうから、そうじゃなくてもうちよつとにぎやかに、楽しくなるようにしてください。優しい風景をつくってくださいと、こういうことですよというのはいじゃない。こんないっぱいリストをばあつと並べて、無意味な樹木が並んでいるから。

○神谷アドバイザー リストがよくないということなんです。

○進士委員 よくない、もう全然よくない。何の判断もなくやっていると。そんなものをガイドラインとしたらいけない。ガイドにならないもの。

○窪田委員長 ありがとうございます。

そうしたら、じゃあガイドラインについてはよろしいでしょうか。実はもう一つ、簡単な、よろしいでしょうか。はい。

○大野委員 ただ設備のところに対しては、これはあったほうがいいんじゃないかと思えますけれども。どうですか。相談員の方々は、設備に関しては、これはあったほうがいいんじゃないですか。みどりは僕、よくわからないけれども。

○神谷アドバイザー 同じです。設備はなおのこと、そこまでやりたくないということ、いかにしてやってもらうかという話です。

○大野委員 こういふのがあったほうがいいんです。

○神谷アドバイザー そうです。どこにそんなこと書いてあるのかと、そういう話ですから。

○大野委員 僕らも事前協議で間に入ったときに、設備のほうはこういうのがある程度ガイドラインとしてあると、こうしなさいじゃなくて、こういうふうな望ましいレベルのものがあると、事前協議のときに助かる。業者というのは、こういうのは一方的に来るから。

○進士委員 これも実務編がやっぱりいりますか。例えば十一ページに

区分地区があつて、チェック項目があるでしょう。室外機はバルコニーに床置きしたらいけないとか、何かいろいろ書いてあつて、よくわからないうちでも、みんな丸がついていて、結局それみんなどこでも適用できるという話なんだね。そうでしょう。わざわざ区分地区との関係は、見たら植栽を用いて見えないようにするというのだけは、妙正寺川だけなんだ。ほかは、これはもう土地利用が混んでいて、植栽はできないだろうと諦めているんだろう、きつと。そうだろう、この表をつくった人は。一体何のための表なの、これ。みんなどの地区でも一緒なら、区分地区なんか関係ないじゃない。高いところがあつて、周りに、そこから見下ろすような場所がないので、屋上は比較的緩めるといふなら、まあ理解できるけれども、この区分地区ごとの対応策というのは、何でこれみんな同じじゃないの、ほとんど。夜間景観のシャッターか何かと、それがちよつと違うぐらいだな。

私の意見はこういうこと、さっきの話で、八ページまでの考え方はいいでしょう。だけれども、ここもその後は設計者の配慮というか、デザイン行為の中を含む問題だと思う。だから、設備も修景してちゃんと外へみっともないものは出さないでくださいというこはいいことなんだけれども、それは絶対やってくれと。そのやり方は、こういうものが一通りあるというのは見せて、あとはいろいろ工夫してくださいと言わないと、設計者は何なのとなるじゃないか。プロなんだから、建築家は。

○窪田委員長 本来はそうですけれども。

○神谷アドバイザー そうでもないんですよ。

○窪田委員長 建築家がそう言ってるんだから。

○窪田委員長 本当にこういうのを見せないと、意味を理解してもらえないということですね。こうやってくれという。

○進士委員 設計事務所が協議をするんですよ。

○神谷アドバイザー 設計事務所が来るところは全然ましなんです。そういうじゃない相手がほとんどなんです。

○進士委員 設計事務所じゃないのがやるの。

○神谷アドバイザー 設計事務所は下請けです。

○大野委員 下請けですね。請け負った業者が設計事務所の書類を持つ

て説明に、事前協議に来るんです。まちでも何でも。

○進士委員 事前協議は設計者じゃなくてはいけないということはないの。事業者であればいいということになっているの。

○荒井主査 原則は事業者です。代理で設計者も来ることもある。

○大野委員 帯同して来るけれども、ほとんど黙って座っている。

○進士委員 それこそ、そこを設計者が来いというふうにしたら。入り口でやったほうが楽だよ、そんなもの。

○橋本委員 そうですね、そのほうがやりやすいですね。

○窪田委員長 だから設計者に判断権を持つていないという。

○進士委員 そのほうが建築家の職能をちゃんと応援することになるよ。

○神谷アドバイザー もちろんそうです。

○大野委員 見ている、設計者が縮こまっているわけだ。事前協議でざらつと並べると、一番端っこに座っていて、僕ら設計者に質問するんだけれども、主人公のあれのほうばかり顔見ながらしゃべっている。そこはもう大切なところだと思う。

○進士委員 オナーがやることになっているのか、事前協議は。

○荒井主査 そういうときには設計事務所の方も多いですけれども、やっぱりこちらからお願いと、お金がないので、とりあえずオナーに聞いてきますということが。

○進士委員 課長、それ何かできないの、制度は。そういう事前協議要綱みたいなの。

○森課長 事前協議は、基本的には申請者ということになっています。

○進士委員 申請者は設計者でしょう、建築だったら。

○森課長 建築するときには、建築主が申請者になっています。

○進士委員 あれは確認申請の書類だけがあれか、設計事務所か。

○森課長 確認申請出すときは設計者が設計という責任がありますけれども、景観とか協議するときには、建築する実際の建築主の名前で出しているみたいです。

○窪田委員長 要は建築家の人が持ち帰りせざるを得ないということですね。その場でその人はいいと思つても無理だということですね。それはじゃあ、親委員会のほうでもぜひ。

○進士委員 両方同道の上としなければいかん。

○窪田委員長 本当は、だから建築家の人がこうしなければ許可が出ないからしょうがないんですというふうに説得できれば、一番早い。

○進士委員 業界が頑張らなければだめだ。

○橋本委員 建て主さんは、要は建築主ですから、建築主が確認申請を出すとか、法的手続も全てするという事になっていて、それは素人はできないので、我々プロが代理人となって委任を受けてやるということになっている。委任を受けてやるので、実際にはいいはずなんですけれども、委任を受けた者が全てオーケーとやって、後からトラブルが起きたくないという事はあるんでしょうね。そういうことではなっている。だから一番肝心な、例えばトラブルが起こったときに、一番いいのは建築主がその交渉の当事者になってお話をするといいことが一番決まりが早いという事か、それにもちろん我々も着いていくんですけれども、そういうケースもあることはあります。

それから、逆に言えば、建築主のほうが我々の後ろに隠れていて、それで無理な、例えばこういうことをちよつと、こういう指導を受けていますかといったときに、何が何でも通してこいというような、そういうような話もあります、裏では。非常にそのはざま、急に難しいと思うんです。

だから、こういうような基準も載せておいていただければ、我々も話しやすいという事か、そういうところはあります、単純に。なので、設計者の裁量の一つでしようと言われればそのとおりなんですけれども、一応こういうものがあれば説明しやすい。さっきの樹種の話も一緒だと思うんですけれども、そういうようなところがちよつとあります。道具に使うという事か、大変後退的な意見で申しわけありませんが、そういうところはあります。

○荒井主査 決まりとして言っていたら、施主さんに、オーナーに説明できるんですけれども、お願いだとオーナーに説明できないんですよということも言われることもあります。

○進士委員 けれども、僕は行政としてはやつぱりプロフェッション、だつて基本的には建築指導の制度はプロとしてやつてもらおうように

なっているわけでしょう。確かに事業は施主だけでも。だからその技術的なレベルは、そういう人が入ってこないとだめだということに、それは行政として僕はやるはずだと思うんだ。

○森課長 建築主のかわりに設計者がいらつしやつて、話をして、まとまるときとまとまらないときがあるんです。設計者とお話はしてもらつて。設計者と話をしている。そのときにこういうような資料がそろっている、施主さんに説明しやすいというふうに言われているんです。

○進士委員 僕はもうだから資料の作成は異論ないよ。賛成だけれどね、その上に言っているの。もう設計者が窓口にならつしやいというのが、事前協議の新宿区のルールですというふうにできませんかと言っているわけ、そういう意味。

○神谷アドバイザー 実際には設計者来るんですけれども、樹種の決定権をもたないところもあるんです。だつたらそれを決めている事業担当の責任者に来てくださいという話になるんです。事業者が来て直接やらないと、何事も動かないんです。

○窪田委員長 一定のガイドラインの、誰がその場にいるべきかという話は、ぜひまた親委員会のほうでも、少し議論いただければありがたいかと。

○進士委員 窪田さん、委員長業うまくなつたね。
~~~~~  
二、その他

○木村主査 それでは、最後に事務局のほうから事務連絡をさせていただきます。

本日の議事録については、個人情報に当たる部分を除き、ホームページで公開させていただきます。

それから、次回の審議会でございますが、既に御通知差し上げているとおり、三月十八日月曜日の午後二時から、第五十回の景観まちづくり審議会のほうを予定しております。

議題としましては、本日御報告させていただいた案件のほかに、新国

立競技場等建設整備計画についてという報告を予定しております。この件について、課長のほうから一言。

○森課長 新国立競技場というのは、もう皆さん御存じのとおり、あの競技場を国際コンペをやつて、大々的なものというのはいまもうイメージ図が出ていますけれども、あれに關しまして、つくるに当たつて、あの地域一帯に地区計画をかけるということになっております。東京都のこの地区計画は東京都がかけるということになっております。東京都のほうから新宿区のほうに、そういう地区計画をかけるに当たつての意見照会が既に来ておりまして、意見照会に關しまして新宿区の都市計画審議会が回答の案をつくるとか、そういうような形で今動いております。

新宿区の都市計画審議会のほうから、経過に關して何か意見等があるのかどうかというようなことを問いかけておられますので、今度の景観審議会のときに、国立競技場の案のようなものを皆様方のほうに御提示したいと思つております。そこで御意見等があつたら、まとめていきたいというふうを考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思つております。

今現在、余りしつかりとした案というか、図ができておりません。皆さん方が見ているものぐらいいいか、私も持つておりませんので、しつかりとした都市計画の図書として出てきてはおりませんので、地区計画の本当に言葉だとか、数字だとかというようなものだけでございます、今現在。なので、しつかりと景観審議会の中で、どこまでお話をできるのか。そして、御意見いただけるのかというのは、ちょっと不透明なところでございますけれども、なるべく私も皆様方に意見いただけるようなものをそろえたいと思つてはおりますけれども、三月十八日、どうか国立競技場のことに關しても審議していただきたいというふうに通つております。よろしくお願ひいたします。

○進士委員 あれは今の競技場の敷地にそっくり入れるの。

○森課長 あの競技場の敷地だけじゃ足りないの、少し広げるんです。

○進士委員 どつちに広げるの。

○森課長 南側のほうに。

○進士委員 明治公園のほうに。

○森課長 はい、日本青年館と明治公園があります。

○進士委員 青年館も壊すの。

○森課長 青年館はもう壊すというふうな、そういうような計画です。○進士委員 だけど、競技場跡の施設は都の土地で、あれでしょう、明治記念館は神宮のものか。

○森課長 日本青年館は全然別です。別組織です。

○後藤委員 明治記念館ではないです。青年館。

○進士委員 だけれども、あれはもともとは明治神宮のためにきたんだから。神宮の植栽に來たボランテイアの拠点だったんだから、青年団が。明治公園は都立公園だから。都立公園だから都がやろうというといふわけか。

○森課長 都立公園は。あそこまで延ばしますけれども、また都立公園の確保をしつかり別のところで考えておりますから。

○進士委員 別に確保するの。つまらない公園だからあれだけでも。デモの集まるどころだったんだから。

○後藤委員 どうして地区計画をかけるんですか。

○森課長 そのようにならかなり大々的に変えるということ、大きな建物を建てる。あそこ、今現在が都市計画公園がかかっています。その中で、ある程度大きい建物を建てるということになります。国立競技場も今大体三十五メートルぐらいですけれども、七十メートルぐらいの高さのものを考えると、そういうようなものを考えています。

また、先ほど先生から話の出た日本青年館。日本青年館も、あの機能をどこかで確保しなければならぬということ、確保するんですけれども、またそれなりに大きな建物になってしまふ。そういうことで、容積を少し割り増ししなければいけないとか、そういう話が出てきまして、地区計画の中で見直し用途を見ると、そういう形で考えています。

○進士委員 周辺を入れて、周辺をよくしようという発想ではないんだ。○森課長 今の敷地の中だけでは納まり切れないので、近くにある、実は都営住宅のところを活用するとか、そういうようなものが今入っています。

○進士委員 地図だとかそういう情報は出るんでしょう。

- 森課長 はい。そういうのは出させていただきます。
- 大野委員 霞ヶ丘の都営住宅が入るんですね。
- 森課長 あそこが一部となつて、あそこを活用して今回の計画を立てるといふふうになっています。
- 後藤委員 あのままじゃしようがないものね、あそこは。
- 森課長 でも今住んでらっしゃる方もいるので。
- 進士委員 あれが七十メートルあるの、今度は。
- 森課長 今度は相当、そのぐらい高くなります。
- 進士委員 あの競技場の高さが。
- 森課長 今は三十五から四十ぐらいですけども、七十ぐらいになると思います。
- 窪田委員長 よろしいでしょうか。
- では、本当に申しわけございません。三十分長くなりましたけれども。
- 木村主査 それでは今申し上げます次回の審議会の資料は、後日また改めて送付させていただきます。
- それでは、事務連絡のほうは以上でございますので、どうもありがとうございます。
- 窪田委員長 申しわけありませんでした。どうもありがとうございます。

午後四時三十分閉会